

平成28年8月以降の介護保険負担限度額認定についてのお知らせ

介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）や短期入所（ショートステイ）を利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則となっています。しかしながら、負担限度額認定の要件に該当する方については、特別養護老人ホーム等で実際に発生した食費や部屋代のうち、所得等に応じて設定された限度額までを自己負担し、残りの費用については、壬生町が当該施設等に特定入所者介護（予防）サービス費として支払うことで、負担の軽減を行っています。この負担軽減を受けるためには、負担限度額認定の申請を行い、交付される「負担限度額認定証」を入所する施設に提示する必要があります。

○ 負担限度額認定の交付要件について

① 世帯全員（世帯を別にする配偶者を含む）が平成28年度市町村民税非課税であること

配偶者については、介護保険施設の入所に際して、住所を異動して住民票上の世帯が別になっている場合等であっても、配偶者が市町村民税課税者である場合は、特定入所者介護（予防）サービス費の支給対象となりません。

配偶者の範囲…事実婚を含む。行方不明、DV防止法に基づく暴力があった場合を除く。

② 預貯金等の資産が単身で1,000万円、配偶者がいる場合は合わせて2,000万円以下であること

（夫婦以外の世帯員の預貯金等は含みません。）

申請にあたって、申告が必要な資産は下表のとおりです。

預貯金通帳の写し等、資産の状況が確認できる書類の添付が必要となります。

種類	添付書類など
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）※1
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金（タンス預金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）※2	借用証書など

※1 通帳の写しは銀行名・支店名・名義、最終残高（2か月前まで）のわかる部分を添付してください。

※2 負債は預貯金等から差し引いて計算します。

○ 利用者負担段階の判定の見直しについて（平成28年8月から）

平成27年度の介護保険制度改正によって、平成28年8月から負担限度額認定における利用者負担段階について、**非課税年金(遺族年金・障害年金)**についても勤案して判定を行うこととなりました。このため平成28年8月以降の「負担限度額認定証」の申請にあたっては、新たに非課税年金の受給の有無について記入していただくこととなります。

このことにより、現在、利用者負担段階が第2段階となっている方のうち、非課税年金を一定額受給されている場合には、負担段階が第3段階になる場合があります。

※ 非課税年金に含まれるもの

非課税年金とは、社会保険料を拠出した対価として年金保険者から支払われる国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指し、具体的には、年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金（遺族基礎年金、障害厚生年金など）のほか、「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。

平成28年8月からの居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者 負担段階	対象者	居住費				食費
		従来型 個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額及び 非課税年金 収入額の合計が80万円以下の方	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、上記に該当しない方	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円

※（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

○ 申請の際の留意事項について

負担限度額認定証の交付を受けた場合であっても、その後預貯金等の資産が要件を超えた場合には、負担軽減が受けられなくなりますので、必ずお申し出ください。